

第 138 号（令和 5 年 6 月 23 日発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】 4
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 10

【告示】

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 11
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 12
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 15
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 19
- △ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【医療局動物愛護センター】 20
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 28
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 29
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 31
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 35
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 37
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 38
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 39
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 48

【公告】

- △ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【環境創造局環境影響評価課】 49
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 52
- △ 同【環境創造局水・土壤環境課】 53
- △ 同【環境創造局水・土壤環境課】 54
- △ 同【環境創造局水・土壤環境課】 55
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 56
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 57

△	横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	58
△	横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	59
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	62
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	63
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	64
△	市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	65
△	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	66
△	瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	67
[区告示]		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	68
△	地縁による団体の認可【南区地域振興課】	69
△	認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	70
△	同【金沢区地域振興課】	71
△	同【戸塚区地域振興課】	72
△	同【戸塚区地域振興課】	73
△	同【神奈川区地域振興課】	74
△	同【南区地域振興課】	75
△	同【中区地域振興課】	76
△	同【栄区地域振興課】	77
[区公告]		
△	横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの指定管理者の指定【保土ヶ谷区地域振興課】	78
△	国民健康保険被保険者証の更新【鶴見区保険年金課】	79
△	同【神奈川区保険年金課】	80
△	同【西区保険年金課】	81
△	同【中区保険年金課】	82
△	同【南区保険年金課】	83
△	同【港南区保険年金課】	84
△	同【保土ヶ谷区保険年金課】	85
△	同【旭区保険年金課】	86
△	同【磯子区保険年金課】	87
△	同【金沢区保険年金課】	88
△	横浜市港北区民文化センターの指定管理者の指定【港北区地域振興課】	89
△	国民健康保険被保険者証の更新【港北区保険年金課】	90
△	同【緑区保険年金課】	91
△	同【青葉区保険年金課】	92
△	同【都筑区保険年金課】	93
△	同【戸塚区保険年金課】	94
△	同【栄区保険年金課】	95
△	同【泉区保険年金課】	96
△	同【瀬谷区保険年金課】	97
[消防局]		
△	市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【総務課】	98

【交通局】

- △ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】 101
- △ 職員の懲戒処分【人事課】 102

【教育委員会】

- △ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】 103
- △ 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則【学校支援・地域連携課】 105

【市選挙管理委員会】

- △ 横浜市議会議員一般選挙港北区選挙区他14選挙区に係る当選の効力に関する異議の申出の決定【選挙課】 106
- △ 横浜市議会議員一般選挙港南区選挙区に係る選挙の効力に関する異議の申出の決定【選挙課】 110
- △ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】 114

【人事委員会】

- △ 公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【調査課】 115
- 【正誤】 116

規 則

横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る
。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 53 号

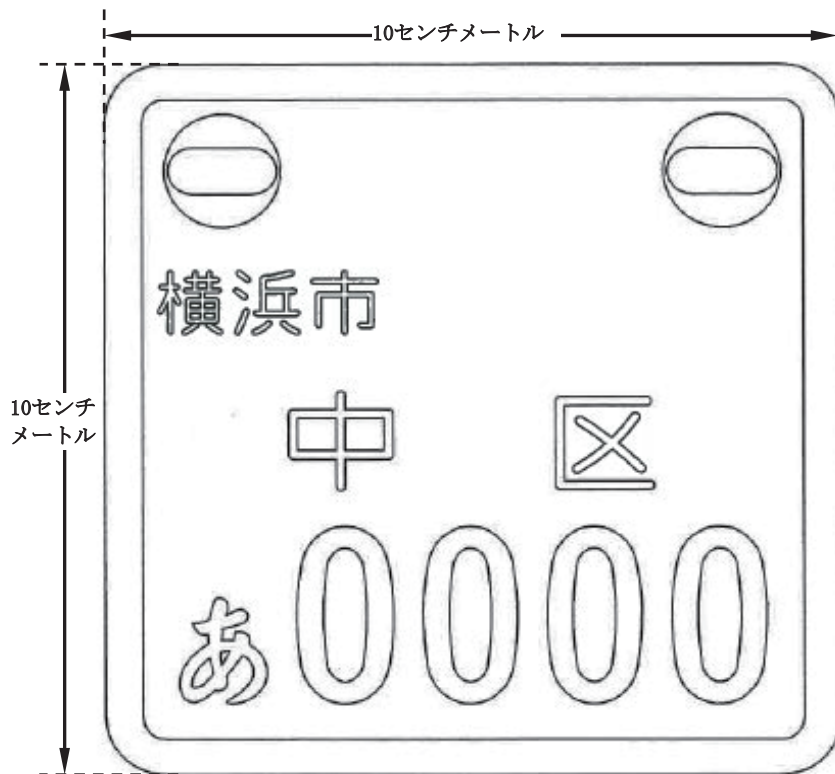
横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 市 税 条 例 施 行 規 則 (昭 和 25 年 12 月 横 浜 市 規 則 第 80 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 66 号 様 式 (そ の 1) 備 考 1 中 「 原 動 機 付 自 転 車 」 の 次 に 「 (特
定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 を 除 く 。) 」 を 加 え る 。

第 66 号 様 式 (そ の 2) 中 「 [備 考] 」 を 「 (備 考) 」 に 改 め 、 同
様 式 備 考 1 中 「 原 動 機 付 自 転 車 」 の 次 に 「 (特 定 小 型 原 動 機 付 自 転
車 を 除 く 。) 」 を 加 え 、 同 様 式 の 次 に 次 の 2 様 式 を 加 え る 。

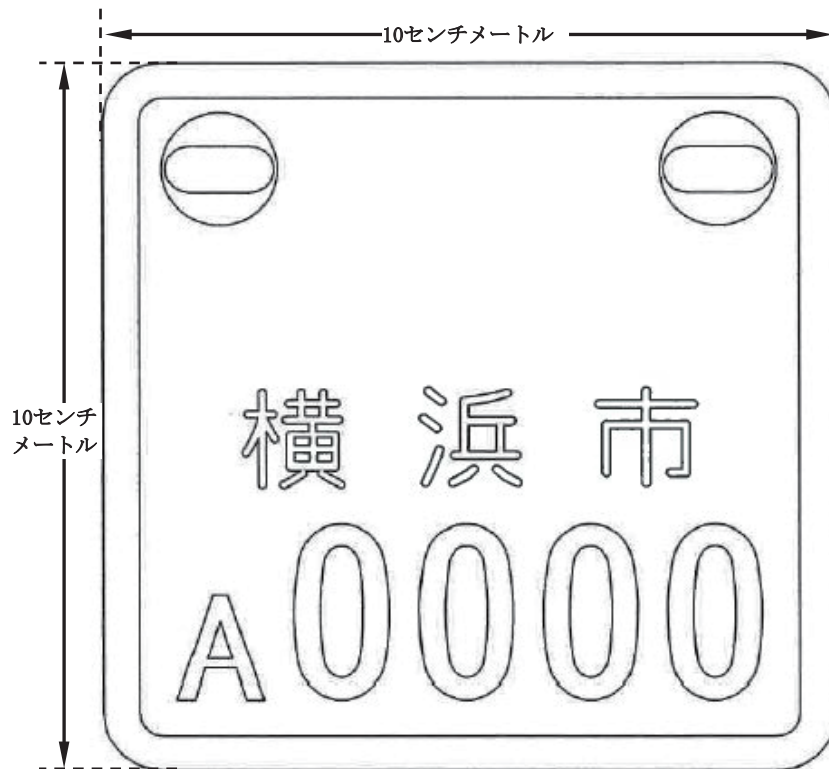
第66号様式（その3）



(備考)

- 1 このひな型は、特定小型原動機付自転車の標識である。
- 2 ひらがな文字は、お、し、へ、み、ゑ及びびんは使用しないこと。
- 3 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 4 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 5 地色は白色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。
- 6 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。

第66号様式（その4）

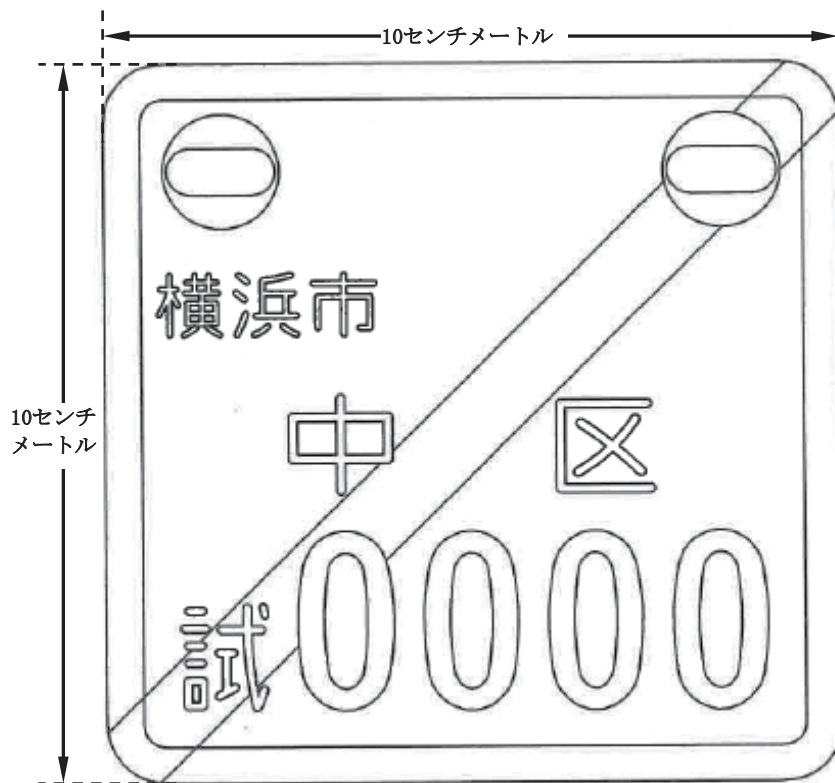


(備考)

- 1 このひな型は、駐留軍の構成員等の所有する特定小型原動機付自転車の標識である。
- 2 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 3 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 4 地色は薄黄色とし、数字及び文字は濃紺色とすること。

第 68 号 様 式 中 「〔 備 考 〕」を「（ 備 考 ）」に 改 め、同 様 式 備 考 1
中 「原 動 機 付 自 転 車」の 次 に「（ 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 を 除 く。
）」を 加 え、同 様 式 を 第 68 号 様 式 （そ の 1）と し、同 様 式 の 次 に 次
の 1 様 式 を 加 え る。

第68号様式（その2）



(備考)

- 1 このひな型は、特定小型原動機付自転車の試乗標識である。
- 2 上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径0.5センチメートルの点で表示すること。
- 3 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 4 地色は白色とし、数字及び文字は濃紺、斜線は赤色とする。
- 5 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 54 号

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 27 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 18 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

本 則 中 「 4,205 人 」 を 「 4,208 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告 示

横 浜 市 告 示 第 419 号

横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 243 条 の 3 第 1 項 、 横 浜 市 財 政 事 情 の 公 表 に 関 す る 条 例 (昭 和 39 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 21 号) 及 び 横 浜 市 将 来 に わ た る 責 任 あ る 財 政 運 営 の 推 進 に 関 す る 条 例 (平 成 26 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 29 号) 並 び に 地 方 公 営 企 業 法 (昭 和 27 年 法 律 第 292 号) 第 40 条 の 2 、 横 浜 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 60 号) 、 横 浜 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 61 号) 、 横 浜 市 埋 立 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 62 号) 、 横 浜 市 水 道 事 業 及 び 工 業 用 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 64 号) 及 び 横 浜 市 交 通 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 41 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 65 号) に 基 づ き 、 横 浜 市 財 政 事 情 及 び 公 営 企 業 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 420 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の
3 第 1 項 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区
域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の
を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 5 年 6 月 8 日	公 益 社 団 法 人 緑 法 人 会	青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,050 番 地 の 11	令 和 5 年 1 月 1 日

横浜市告示第 421 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 6 月 1 日	合同会社 k a n a k a	ホームケア k a n a k a	鶴見区栄町通 4 丁目 49 番地の 9	居宅介護、 重度訪問介 護
同	N P O 法人 たんまち福 祉活動ホー ム	地域作業所 ワークスミ など	神奈川区反町 1 丁目 5 番地の 13	生活介護
同	株式会社 Y U P P Y	ゆっぴいの 家 磯子杉 田	磯子区杉田七丁 目 19 番 8 号	共同生活援 助
同	株式会社に っこにこケ ア	株式会社に っこにこケ ア大倉山	港北区大倉山一 丁目 24 番 22 号	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護
同	株式会社金 岩ホリステ ィックオフ ィス	グループホ ームせりあ ん	港南区港南台六 丁目 30 番 27 号	共同生活援 助
同	株式会社現 代企画	ミライてら す横浜旭	旭区今宿西町 1, 938 番地の 1	就労継続支 援 B 型
同	株式会社ア イシマ	ユリのささ え	瀬谷区阿久和南 二丁目 10 番地の 2	就労継続支 援 B 型
同	社会福祉法 人かたるべ 会	ひまわり工 房	都筑区川和町 1, 543 番地の 4	生活介護

横浜市告示第 422 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 6 月 1 日	合同会社ハチク ン	はちくん特定相 談支援事務所	中区太田町 2 丁目 30 番地
同	合同会社リノプ ロジェクト	リノ相談支援セ ンター	緑区十日市場町 90 5 番地の 5

横浜市告示第 423 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 4 月 30 日	有限会社介護サービスまつの実	有限会社 介護サービスまつの実	南区六ツ川二丁目 74 番地の 2	居宅介護、重度訪問介護
同	医療法人誠心会	ラボ・ラーレ	旭区川井本町 106 番地の 5	就労移行支援
同	医療法人誠心会	就労定着支援事業所 ラボ・ラーレ	旭区川井本町 106 番地の 5	就労定着支援
令和 5 年 5 月 1 日	一般社団法人横浜市都筑区医師会	都筑区医師会ヘルパーステーション	都筑区牛久保西一丁目 20 番 21 号	重度訪問介護
同	株式会社紅海	ホームヘルパーステーションスマイル	旭区左近山 1, 186 番地の 6	居宅介護、重度訪問介護

横浜市告示第 424 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 3 月 31 日	一般社団法人 B l u e Z o i s i t e	相談支援グリー ンアイズ	旭区鶴ヶ峰本町一 丁目 1 番 6 号
令和 5 年 5 月 1 日	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	横浜市福祉サー ビス協会 戸塚 介護事務所	戸塚区上倉田町 49 8 番地の 11

横浜市告示第 425 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 1 日	さくら薬局横浜和泉店	泉区和泉町 5,732 番地の 9	薬局
令和 5 年 5 月 1 日	飯田薬局泉町店	神奈川区泉町 6 番地の 1	同
令和 5 年 6 月 1 日	白楽メンタルクリニック	神奈川区六角橋一丁目 7 番 2 号	病院又は診療所
同	医療法人社団平郁会 日吉斎藤クリニック	港北区日吉本町一丁目 27 番 39 号	同
同	医療法人社団平郁会 みんなの戸塚クリニック	戸塚区吉田町 133 番地の 2	同
同	医療法人社団平郁会 みんなの荏田クリニック	都筑区荏田南三丁目 29 番 21 号	同
同	スマイル薬局横浜橋店	南区白妙町 1 丁目 2 番地	薬局
同	ゆう薬局	保土ヶ谷区岩井町 123 番地の 2	同
同	クリエイト薬局港北高田店	港北区高田西二丁目 11 番 30 号	同
同	カメイ調剤薬局港北店	港北区下田町二丁目 7 番 8 号	同
同	ハートフル薬局	戸塚区戸塚町 118 番地の 14	同
同	アーバン薬局	神奈川区大口通 28 番地の 1	同
同	ひばり薬局反町店	神奈川区泉町 2 番地の 4	同
同	わかば薬局横浜公園	中区山下町 252 番	同

	前	地	
同	ハックドラッグ綱島 駅東口薬局	港北区綱島東一丁 目 5 番 17 号	同
同	クリエイト薬局上永 谷駅北店	港南区丸山台一丁 目 5 番 7 号	同
同	プラム薬局鶴ヶ峰店	旭区川島町 1,876 番地の 19	同
同	みんなの訪問看護リ ハビリステーション	保土ヶ谷区境木町 114 番地の 1	訪問看護
同	よりそい看護ケアセ ンター訪問看護事業 部	鶴見区鶴見中央五 丁目 2 番 11 号	同
同	指定訪問看護アット リハ高田	港北区高田西一丁 目 5 番 2 号	同
同	訪問看護クロスハー ト港南・横浜	港南区東永谷一丁 目 37 番 7 号	同
同	オリーブの樹訪問看 護ステーション	都筑区中川一丁目 6 番 35 号	同

横浜市告示第 426 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 4 月 3 日	飯田薬局泉町店	(新) 神奈川区泉町 6 番地 の 1	薬局
		(旧) 神奈川区泉町 6 番地 の 6	
令和 5 年 4 月 1 日	よりそい看護ケアセンター訪問看護事業部	(新) 鶴見区鶴見中央五丁目 2 番 11 号	訪問看護
		(旧) 鶴見区鶴見中央五丁目 10 番 19 号	

横浜市告示第 427 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益社団法人横浜市獣医師会 会長 溝呂木 啓之	磯子区西町 14 番地の 3	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
株式会社 F O R 代表取締役 細川 範子	東京都八王子市子安町 1 丁目 36 番 8 号	同
有限会社 Sunset Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺 英一郎	青葉区市ケ尾町 517 番地の 25	同
有限会社野田動物病院 代表取締役 野田 弘美	港北区小机町 451 番地の 1	同
公益財団法人神奈川県動物愛護協会 会長 山田 佐代子	港北区篠原台町 6 番 41 号	同
合同会社 アン・ベテリナリー・クリニック 代表社員 三浦 あかね	神奈川区三ツ沢中町 5 番 1 号	同
新横浜動物病院 院長 石坂 大典	神奈川区三枚町 104 番地の 1	同
ティアラペットクリニック 院長 市川 格	中区麦田町 1 丁目 2 番地	同

有限会社長者町動物病院 代表取締役 鈴木 尊	中区翁町 2 丁目 9 番地 地の 4	同
有限会社かりん 代表取締役 町田 都奈美	港南区大久保一丁目 4 番 2 号	同
レモン動物病院 院長 半澤 由美子	旭区市沢町 336 番地	同
株式会社ウェル動物病院 代表取締役 松本 直己	港北区高田東三丁目 10 番 6 号	同
かんの動物病院 院長 菅野 敦雄	港北区日吉本町四丁目 11 番 5 号	同
プラン動物病院 院長 白井 善朗	港北区綱島東二丁目 13 番 21 号	同
秋元犬猫病院 開設者 秋元 弘枝	緑区北八朔町 1,639 番地の 3	同
有限会社アライ動物病院 代表取締役 荒井 和子	緑区中山三丁目 10 番 28 号	同
あざみ野ペットクリニク 院長 川嶋 光平	青葉区あざみ野南二丁目 11 番地の 18	同
サスケ動物病院 院長 太田 敬子	青葉区荏子田二丁目 1 番地の 6	同
やまな動物病院 院長 山名 宏之	青葉区市ケ尾町 1,05 2 番地の 1	同
株式会社ソルナ動物病院 代表取締役	都筑区茅ヶ崎中央 25 番 8 号	同

朝原大輔		
株式会社ふれあいの丘動物病院 代表取締役 井戸裕	都筑区葛が谷 15 番 22 号	同
プレマ動物ナチュラルクリニック 院長 羽尾健一	都筑区中川中央一丁目 5 番 9 号	同
有限会社さいとう動物病院 代表取締役 齊藤明德	都筑区北山田四丁目 8 番 20 号	同
有限会社シーエムエス 代表取締役 上田喜宣	都筑区茅ヶ崎中央 2 番 1 号	同
有限会社コンフォート 取締役 玉置健一郎	栄区小山台一丁目 21 番 25 号	同
合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人	栄区小菅ヶ谷 3 丁目 31 番 22 号	同
たんぼぼ動物病院 院長 千原恒生	瀬谷区三ツ境 111 番地の 6	同
株式会社 J P R 代表取締役社長 生田目康道	東京都町田市中町 1 丁目 16 番 3 号	同
たけだペットクリニック 院長 竹田洋	旭区笹野台一丁目 28 番 13 号	同
ゆたか動物病院合同会社 代表社員 磯野優	栄区上之町 1 番 6 号	同
有限会社はた動物病院	港南区芹が谷一丁目 12 番 8 号	同

代表取締役 畠 中 健		
合同会社 さかい 犬 猫クリニック 代表社員 酒 井 洋	青葉区たちばな台一 丁目 14 番地の 25	同
有限会社 西田 ペッ トクリニック 取締役 西 田 耕 一 郎	泉区新橋町 1,382 番 地の 1	同
有限会社 エフビー シーコーポレーシ ョン 代表取締役 宮 本 英 巨	東京都中央区日本橋 2 丁目 16 番 3 号	同
株式会社 A D V A N C E 代表取締役 ニシムラ 静 香	鶴見区豊岡町 28 番 11 号	同
リアン動物病院 院長 深 堀 祥 光	都筑区北山田二丁目 1 番 3 号	同
有限会社 すがわら 動物病院 代表取締役 菅 原 朗	南区別所五丁目 22 番 8 号	同
アイラ動物病院 院長 平 片 修	緑区長津田七丁目 1 番 48 号	同
モリシゲビル株式 会社 代表取締役 森 茂 徳	港南区下永谷五丁目 1 番 10 号	同
かどのペットクリ ニック 院長 葛 野 莉 奈	青葉区さつきが丘 6 番地の 11	同
まみペットクリニ ック 院長	旭区東希望が丘 204 番地の 19	同

本 田 真 由 美		
株式会社 ライトブ ラリィ 代表取締役 志 田 忍	旭区都岡町 20 番地の 12	同
株式会社 たかつ動 物病院 代表取締役 高 津 則 宏	保土ヶ谷区上星川二 丁目 12 番 15 号	同
日向山動物病院有 限会社 代表取締役 落 合 文 憲	泉区和泉町 7,315 番 地の 15	同
有限会社 釜利谷ペ ットクリニック 取締役 山 本 貴 浩	金沢区釜利谷西六丁 目 1 番 31 号	同
株式会社 トトロ動 物病院 代表取締役 小 松 正 史	保土ヶ谷区権太坂二 丁目 1 番 7 号	同
犬山動物病院 院長 山 本 直 孝	栄区犬山町 56 番 6 号	同
株式会社 みんなで 奏 代表取締役 佐 藤 由 美 子	都筑区荏田南五丁目 23 番 33 号	同
もものはな動物病 院 代表 島 剛 志	磯子区中原二丁目 14 番 5 号	同
合同会社 S H A R C 代表社員 木佐貫 敬	港北区新横浜三丁目 13 番地の 11	同
株式会社 O C E A N ' S 代表取締役社長 加 藤 雄 大	秦野市平沢 1,546 番 地の 1	同

株式会社 コジマ 代表取締役社長 川 畑 剛	東京都江東区亀戸 3 丁目 60 番 21 号	同
株式会社 いなば 動物病院 代表取締役 稲 葉 淳 紀	港北区新吉田東三丁 目 28 番 20 号	同
株式会社 くらら 代表取締役 高 沼 洋 子	港北区綱島東五丁目 26 番 1 号	同
株式会社 U V e t 代表取締役 植 野 孝 志	南区真金町 1 丁目 1 番地	同
株式会社 N o P e L 代表取締役 鈴 木 啓 介	港北区箕輪町一丁目 18 番 8 号	同
株式会社 ブルーム 動物病院 代表取締役 片 山 政 都	鶴見区梶山一丁目 10 番 32 号	同
株式会社 ホームセ ンターバロー 代表取締役 和 賀 登 盛 作	岐阜県多治見市大針 町 661 番地の 1	同
有限会社 エム・モ ード 取締役 山 口 勝	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 30 番地の 4	同
株式会社 L u l u V 代表取締役 下 山 直 人	青葉区美しが丘一丁 目 10 番地の 13	同
株式会社 動物医療 所 代表取締役 磯 崎 雄 志	中区本牧三之谷 10 番 20 号	同
株式会社 栄世 代表取締役	千葉県茂原市高師 92 2 番地	同

香山成哲		
株式会社リリエル 代表取締役 出淵龍生	港北区篠原東二丁目 7番4号	同
馬車道ペットクリ ニックス 社長 西坂理恵	中区住吉町5丁目64 番地の1	同
ひなた株式会社 院長 日向健介	青葉区新石川二丁目 32番地の7	同
上郷どうぶつ病院 院長 甲斐博高	栄区上郷町 1,208 番 地の2	同
犬と猫の病院パル ケ 院長 池田博司	鶴見区馬場一丁目5 番30号	同
有限会社アニマル ライフサポート 代表取締役 渡辺靖浩	泉区和泉が丘一丁目 28番30号	同
株式会社 W i t h m a l 代表取締役 山崎智輝	東京都武蔵野市吉祥 寺東町2丁目10番1 号	同
いずみ犬と猫のク リニック 院長 下村香弥子	泉区和泉中央南二丁 目1番14号	同
株式会社 I & U H O L D I N G S 代表取締役 猪野佑一	川崎市川崎区駅前本 町11番地の2	同
見晴動物病院 院長 金子邦彦	中区千代崎町4丁目 101番地	同
さくらの森動物病 院 院長	青葉区あざみ野1丁 目24番地の5	同

村 山 慶 明		
サクラ犬猫病院 施設長 日向千絵	都筑区桜並木 5 番 10 号	同
株式会社アニマル セラピーハウス 代表取締役 山本律子	都筑区茅ヶ崎中央 28 番 8 号	同
株式会社たかまる どうぶつ病院 代表取締役 市川 崇	瀬谷区瀬谷 2 丁目 47 番地の 3	同
株式会社 T Y L 代表取締役 金 児 将 平	東京都港区芝 2 丁目 13 番 4 号	同
あらた動物病院 院長 小林 新	旭区善部町 109 番地 の 10	同
有限会社大倉山動 物病院 取締役 山崎 智 輝	港北区大曾根台 18 番 18 号	同
和田動物病院 院長 和田 康 男	港北区下田町五丁目 2 番 12 号	同
株式会社 O K E A N O S 代表取締役 中村 雄 海	東京都町田市南町田 2 丁目 2 番 3 号	同
せがわ動物病院 院長 瀬川 和 仁	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 12 番地の 10	同
スギ往診専門動物 病院 院長 杉 本 光 太郎	港北区日吉二丁目 16 番 28 号	同

横浜市告示第 428 号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業計画が策定された年月日
令和 5 年 5 月 9 日策定、令和 5 年 6 月 9 日変更
- 2 調査を行う者の名称
横浜市
- 3 調査地域
金沢区釜利谷東二丁目、泥亀一丁目、寺前一丁目及び谷津町の各一部
泉区中田町、中田北三丁目、中田西三丁目及び中田東四丁目の各一部並びに中田北一丁目、中田北二丁目、中田西一丁目、中田西二丁目、中田西四丁目、中田東一丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南一丁目、中田南二丁目、中田南三丁目、中田南四丁目及び中田南五丁目
- 4 調査期間
令和 5 年 6 月 23 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 429 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
白根 第 508 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,238 番の 1 地内 同 区同 1,210 番の 6 地内	
白根 第 509 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,205 番の 1 地先 同 区同 1,099 番の 6 地先	
白根 第 510 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,190 番の 23 地先 同 区同 1,189 番の 9 地先	
四季美台 第 506 号線	旭区本村町 16 番の 17 地内 同区同 町同番の 25 地内	
高田 第 560 号線	港北区新吉田東三丁目 3,874 番地先 同 区同 696 番の 1 地先	
高田 第 561 号線	港北区新吉田東三丁目 766 番の 1 地先 同 区同 781 番の 2 地先	
高田 第 562 号線	港北区新吉田東三丁目 3,698 番の 1 地先 同 区同 3,704 番の 1 地先	
菊名 第 534 号線	港北区篠原東三丁目 913 番の 6 地先 同 区同 同 番の 21 地先	
鴨志田 第 438 号線	青葉区鉄町 491 番地内 同 区もみの木台 17 番の 7 地先	
大場町 第 501 号線	青葉区大場町 160 番の 13 地先 同 区同 町 155 番の 85 地先	
大場町 第 502 号線	青葉区大場町 1,208 番の 27 地先 同 区同 町 384 番の 31 地先	

大場町 第 503 号線	青葉区大場町 1,207 番の 7 地先 同 区同 町 1,206 番の 5 地先
大場町 第 504 号線	青葉区大場町 934 番の 2 地先 同 区同 町 964 番の 5 地先
戸塚 第 580 号線	戸塚区上倉田町 1,104 番の 6 地先 同 区同 町 1,119 番の 1 地先
下飯田 第 456 号線	泉区和泉町 748 番の 9 地先 同区同 町同 番の 6 地先

横浜市告示第 430 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
綱島 第 72 号線	港北区綱島東五丁目 2,257 番の 3 地先 同 区同 2,255 番の 2 地先	
綱島 第 118 号線	港北区綱島東五丁目 2,222 番の 3 地先 同 区同 2,223 番の 1 地先	
綱島 第 121 号線	港北区綱島東五丁目 362 番の 3 地先 同 区同 359 番の 2 地先	
綱島 第 123 号線	港北区綱島東五丁目 2,099 番の 2 地先 同 区同 356 番の 2 地先	
綱島 第 124 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,109 番の 4 地先 同 区同 2,110 番地先	
綱島 第 126 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,200 番の 1 地先 同 区同 2,214 番の 1 地先	
綱島 第 127 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,175 番の 1 地先 同 区同 2,178 番の 5 地先	
綱島 第 128 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,177 番の 1 地先 同 区同 2,176 番の 1 地先	
綱島 第 130 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,185 番の 3 地先 同 区同 2,201 番の 3 地先	
綱島 第 131 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,169 番の 2 地先 同 区同 2,166 番の 2 地先	
綱島 第 132 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,171 番の 1 地先 同 区同 2,170 番の 2 地先	

網島 第 136 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,214 番の 1 地先 同 区同 2,213 番の 1 地先
網島 第 137 号線	鶴見区駒岡五丁目 2,121 番の 2 地先 同 区同 2,214 番の 3 地先
網島 第 182 号線	鶴見区駒岡五丁目 1,997 番の 5 地先 同 区同 1,998 番の 7 地先
網島 第 234 号線	鶴見区駒岡五丁目 1,984 番の 1 地先 同 区同 1,987 番の 1 地先
網島 第 235 号線	鶴見区駒岡五丁目 1,984 番の 1 地先 同 区同 1,985 番の 1 地先
片倉 第 291 号線	神奈川区片倉三丁目 188 番の 2 地先 同 区同 189 番の 3 地先
白根 第 266 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,226 番の 6 地先 同 区同 1,210 番の 5 地先
白根 第 270 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,237 番の 2 地先 同 区同 1,241 番の 10 地先
白根 第 271 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,190 番の 30 地先 同 区同 1,189 番の 22 地先
白根 第 272 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,193 番の 2 地先 同 区同 1,173 番の 9 地先
白根 第 273 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,193 番の 4 地先 同 区同 1,243 番の 1 地先
白根 第 274 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,193 番の 2 地先 同 区同 1,190 番の 24 地先
白根 第 275 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,199 番の 1 地先 同 区同 1,241 番の 3 地先
狩場町 第 122 号線	保土ヶ谷区狩場町 359 番の 5 地先 同 区同 町 295 番の 2 地先
狩場町 第 123 号線	保土ヶ谷区狩場町 295 番の 2 地先 同 区同 町 357 番地先

六浦 第 133 号線	金沢区六浦東一丁目 340 番の 1 地先
高田 第 31 号線	港北区高田西二丁目 474 番の 2 地先 同 区同 422 番の 4 地先
高田 第 136 号線	港北区高田東三丁目 419 番の 16 地先 同 区同 1,522 番の 6 地先
高田 第 141 号線	港北区高田西一丁目 800 番の 1 地先 同 区高田東四丁目 829 番の 2 地先
高田 第 215 号線	港北区新吉田東三丁目 704 番の 11 地先 同 区同 781 番の 2 地先
高田 第 226 号線	港北区新吉田東三丁目 726 番の 10 地先 同 区同 同 番の 13 地先
高田 第 227 号線	港北区新吉田東三丁目 726 番の 5 地先 同 区同 同 番の 8 地先
高田 第 235 号線	港北区新吉田東三丁目 731 番の 11 地先 同 区同 同 番の 3 地先
高田 第 312 号線	港北区新吉田東三丁目 761 番の 1 地先 同 区同 730 番の 3 地先
高田 第 313 号線	港北区新吉田東三丁目 705 番の 1 地先 同 区同 773 番の 2 地先
高田 第 316 号線	港北区新吉田東三丁目 3,874 番地先 同 区同 773 番の 2 地先
高田 第 317 号線	港北区新吉田東三丁目 3,876 番地先 同 区同 3,882 番地先
高田 第 386 号線	港北区新吉田東三丁目 3,854 番の 1 地先 同 区同 3,855 番の 11 地先
高田 第 391 号線	港北区新吉田東三丁目 3,755 番の 2 地先 同 区同 3,698 番の 1 地先
箕輪 第 155 号線	港北区箕輪町一丁目 702 番の 3 地先 同 区同 194 番の 11 地先

新吉田 第 501 号線	港北区樽町一丁目 67 番地先 同 区同 68 番地先
綱島 第 242 号線	港北区樽町三丁目 1,728 番の 1 地先 同 区同 1,736 番地先
大倉山 第 258 号線	港北区大豆戸町 26 番の 1 地内
大倉山 第 260 号線	港北区大豆戸町 89 番の 3 地先 同 区同 町 73 番の 1 地先
片倉 第 46 号線	港北区鳥山町 374 番の 2 地先 同 区同 町 375 番の 1 地先
新治 第 144 号線	緑区三保町 192 番の 10 地先 同 区同 町 183 番地先
新治 第 145 号線	緑区三保町 185 番の 1 地先 同 区同 町 248 番の 1 地先
大場町 第 279 号線	青葉区大場町 155 番の 29 地先 同 区同 町 166 番の 3 地先
大場町 第 214 号線	青葉区大場町 1,208 番の 4 地内 同 区同 町 1,300 番の 6 地内
大場町 第 215 号線	青葉区大場町 1,300 番の 4 地内 同 区同 町 948 番の 1 地先
大場町 第 217 号線	青葉区大場町 1,300 番の 1 地内
大場町 第 225 号線	青葉区大場町 1,300 番の 7 地内 同 区同 町同 番の 8 地内
平戸 第 471 号線	戸塚区平戸町 2,260 番の 14 地先 同 区同 町 100 番地先

横浜市告示第 431 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 5 年 6 月 23 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
白根 第 508 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,238 番の 1 地内から 同 区同 1,210 番の 6 地内まで	3.30	23.98
白根 第 509 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,205 番の 1 地先から 同 区同 1,099 番の 6 地先まで	10.14 ないし 13.43	283.73
白根 第 510 号線	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,190 番の 23 地先から 同 区同 1,189 番の 9 地先まで	3.49 ないし 6.24	66.78
高田 第 560 号線	港北区新吉田東三丁目 3,874 番地先から 同 区同 696 番の 1 地先まで	4.56 ないし 4.65	53.87
高田 第 561 号線	港北区新吉田東三丁目 766 番の 1 地先から 同 区同 781 番の 2 地先まで	4.98 ないし 5.91	178.84
高田 第 562 号線	港北区新吉田東三丁目 3,698 番の 1 地先から 同 区同 3,704 番の 1 地先まで	1.83 ないし 2.88	41.31
菊名 第 534 号線	港北区篠原東三丁目 913 番の 6 地先から 同 区同 同 番の 21 地先まで	4.50 ないし 4.54	53.90
大場町 第 501 号線	青葉区大場町 160 番の 13 地先から 同 区同 町 155 番の 85 地先まで	5.51 ないし 5.58	111.86
大場町 第 502 号線	青葉区大場町 1,208 番の 27 地先から 同 区同 町 384 番の 31 地先まで	6.50 ないし 7.00	79.35

大場町 第 503 号線	青葉区大場町 1,207 番の 7 地先から 同 区同 町 1,206 番の 5 地先まで	6.00	344.41
大場町 第 504 号線	青葉区大場町 934 番の 2 地先から 同 区同 町 964 番の 5 地先まで	4.50	48.53
戸塚 第 580 号線	戸塚区上倉田町 1,104 番の 6 地先から 同 区同 町 1,119 番の 1 地先まで	5.51 ないし 5.52	62.70
下飯田 第 456 号線	泉区和泉町 748 番の 9 地先から 同区同 町同 番の 6 地先まで	4.47 ないし 4.54	104.72

横浜市告示第 432 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 5 年 6 月 23 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
四季美台 第 506 号線	旭区本村町 16 番の 17 地内から 同区同 町同番の 25 地内まで	m 4.50	m 41.01
鴨志田 第 438 号線	青葉区鉄町 491 番地内から 同 区もみの木台 17 番の 7 地先まで	22.00	1,242.00

横浜市告示第 433 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 5 年 6 月 23 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
下永谷大船線	戸塚区舞岡町 858 番の 3 地先から 同 区上倉田町 2,093 番の 8 地先まで	22.00 ないし 25.00	400.00

横浜市告示第 434 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 5 年 6 月 23 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
北寺尾 第 452 号線	旧	鶴見区東寺尾四丁目 722 番の 1 地先から 同 区東寺尾三丁目 557 番の 3 地先まで	4.01 m	2.08 m
	新	同	4.26	同
東寺尾 第 398 号線	旧	鶴見区東寺尾四丁目 722 番の 1 地先から 同 区同 754 番の 24 地先まで	4.00	45.38
	新	同	4.26	同
生麦 第 4 号線	旧	鶴見区東寺尾四丁目 711 番地先から 同 区同 723 番の 1 地先まで	3.63 ないし 3.65	40.35
	新	同	4.56	同
生麦 第 224 号線	旧	鶴見区大黒町 18 番の 5 地先から 同 区同 町同番の 42 地先まで	7.98 ないし 8.00	158.07
	新	同	8.98 ないし	同

			9.01	
高島台 第 116 号線	旧	神奈川区鶴屋町 1 丁目 7 番の 31 地先から 同 区同 町同 66 番の 27 地先まで	6.00	8.23
	新	同	同	同
天王町 第 142 号線	旧	西区中央二丁目 55 番の 1 地先から 同区同 71 番の 4 地先まで	3.02	12.97
	新	同	3.53	同
西戸部 第 81 号線	旧	西区中央二丁目 68 番の 1 地先から 同区同 55 番の 1 地先まで	2.98	21.73
	新	同	3.49	同
山元町 第 335 号線	旧	中区池袋 56 番の 1 地先から 同区同 346 番の 3 地先まで	5.17 ないし 11.41	150.67
	新	同	8.50 ないし 10.82	同
東永谷 第 702 号線	旧	港南区港南二丁目 1,332 番地先から 同 区同 1,269 番の 23 地先まで	6.29 ないし 6.38	11.51
	新	同	7.64 ないし 7.74	同
東永谷 第 714 号線	旧	港南区港南二丁目 1,279 番の 44 地先から 同 区同 1,269 番の 1 地先まで	4.40 ないし 4.54	11.13
	新	同	4.47 ないし 4.54	同
	旧	港南区港南二丁目 1,344 番の 11 地先から 同 区同 1,269 番の 1 地先まで	4.50 ないし	94.95

下野庭 第 99 号線			4.56	
	新	同	8.51	同
下野庭 第 115 号線	旧	港南区港南二丁目 1,260 番の 3 地先から 同 区同 1,269 番の 1 地先まで	1.72 ないし 1.98	61.55
	新	同	3.12 ないし 3.25	同
笹下 第 378 号線	旧	港南区笹下五丁目 470 番の 7 地先から 同 区同 472 番の 2 地先まで	3.65 ないし 3.81	16.02
	新	同	5.50	同
笹下 第 385 号線	旧	港南区笹下五丁目 3,857 番の 1 地先から 同 区同 470 番の 7 地先まで	4.54 ないし 5.50	5.67
	新	同	5.50	同
白根 第 266 号線	旧	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,229 番の 1 地先から 同 区同 1,226 番の 6 地先まで	1.61 ないし 1.70	11.55
	新	同	同	同
白根 第 270 号線	旧	保土ヶ谷区西谷四丁目 1,203 番の 1 地先から 同 区同 1,199 番の 1 地先まで	2.37 ないし 2.48	17.42
	新	同	4.56 ないし 7.57	同
羽沢 第 1 号線	旧	保土ヶ谷区上菅田町 478 番の 1 地先から 同 区同 町 531 番の 1 地先まで	3.59 ないし 3.78	21.92
	新	同	4.50	同

川島町 第 54 号線	旧	保土ヶ谷区川島町 933 番の 2 地先から 同 区同 町 940 番の 1 地先まで	2.51 ないし 2.63	217.31
	新	同	7.57 ないし 12.45	同
川島町 第 97 号線	旧	保土ヶ谷区川島町 932 番の 12 地先から 同 区同 町 969 番の 6 地先まで	2.49 ないし 2.56	45.89
	新	同	7.56 ないし 10.40	同
狩場町 第 155 号線	旧	保土ヶ谷区権太坂三丁目 496 番の 9 地先から 同 区権太坂二丁目 397 番地先まで	7.33 ないし 7.98	183.06
	新	同	9.79 ないし 15.78	同
狩場町 第 162 号線	旧	保土ヶ谷区権太坂三丁目 409 番の 2 地先から 同 区同 496 番の 9 地先まで	8.00	5.36
	新	同	同	3.14
下川井 第 191 号線	旧	旭区金が谷 701 番の 9 地先から 同区同 700 番の 1 地先まで	1.92 ないし 1.96	10.40
	新	同	3.22 ないし 3.23	同
下川井 第 198 号線	旧	旭区金が谷 701 番の 16 地先から 同区同 702 番の 3 地先まで	2.97	6.93
	新	同	4.50	同
東希望が丘	旧	旭区中希望が丘 11 番の 39 地先から 同区さちが丘 72 番の 5 地先まで	2.83 ないし 2.95	32.48

第 624 号線	新	同	4.55 ないし 4.57	同
希望が丘 第 58 号線	旧	旭区中希望が丘 14 番の 1 地先から 同区同 11 番の 39 地先まで	3.32 ないし 3.36	27.75
	新	同	4.50 ないし 4.51	25.61
中原 第 560 号線	旧	磯子区杉田三丁目 1,533 番の 7 地先から 同 区同 1,386 番の 1 地先まで	2.67 ないし 2.85	37.85
	新	同	3.59 ないし 4.50	同
高田 第 140 号線	旧	港北区高田西一丁目 798 番の 1 地先から 同 区新吉田東三丁目 3,709 番の 4 地先まで	22.00 ないし 63.72	959.40
	新	同	22.00 ないし 57.75	同
高田 第 235 号線	旧	港北区新吉田東三丁目 731 番の 6 地先から 同 区同 732 番の 1 地先まで	4.51 ないし 4.52	19.18
	新	同	同	23.91
高田 第 317 号線	旧	港北区新吉田東三丁目 3,870 番の 1 地先から 同 区同 3,901 番の 2 地先まで	2.07 ないし 2.09	163.83
	新	同	3.00	同
高田 第 391 号線	旧	港北区新吉田東三丁目 3,754 番の 1 地先から 同 区同 3,747 番の 1 地先まで	2.09	19.97
	新	同	3.01	同

高田 第 441 号線	旧	港北区綱島西四丁目 330 番の 1 地先から 同 区同 331 番の 8 地先まで	5.38 ないし 5.42	4.25
	新	同	同	同
新羽 第 287 号線	旧	港北区新吉田東八丁目 2,840 番の 1 地先から 同 区新吉田町 3,302 番の 1 地先まで	10.63 ないし 11.44	48.32
	新	同	11.03 ないし 11.28	39.86
菊名 第 300 号線	旧	港北区富士塚一丁目 2,020 番の 3 地先から 同 区同 1,974 番の 1 地先まで	2.71 ないし 2.93	26.01
	新	同	3.35 ないし 3.47	同
菊名 第 382 号線	旧	港北区富士塚一丁目 2,003 番の 10 地先から 同 区同 2,019 番の 7 地先まで	2.79 ないし 3.43	44.26
	新	同	4.00 ないし 4.01	同
菊名 第 440 号線	旧	港北区篠原東三丁目 913 番の 21 地先から 同 区同 1,671 番の 1 地先まで	2.74 ないし 2.78	27.25
	新	同	3.39 ないし 3.44	同
長津田 第 293 号線	旧	緑区長津田七丁目 2,805 番の 94 地先から 同 区同 2,764 番の 2 地先まで	2.35 ないし 3.03	24.48
	新	同	3.55 ないし 3.62	同
長津田	旧	緑区長津田七丁目 2,805 番の 94 地先から 同 区同 2,788 番の 6 地先まで	2.25 ないし 2.66	40.51

第 302 号線	新	同	4.50 ないし 6.17	同
長津田 第 344 号線	旧	緑区長津田町 4,119 番の 8 地先から 同区同 町 4,073 番の 2 地先まで	7.44 ないし 9.01	5.71
	新	同	8.14 ないし 9.01	同
	旧	緑区長津田町 4,124 番の 6 地先から 同区同 町 4,072 番の 10 地先まで	7.60 ないし 11.18	36.03
	新	同	7.94 ないし 11.46	同
	旧	緑区長津田町 4,049 番の 1 地先から 同区同 町 5,816 番の 71 地先まで	8.22 ないし 9.28	10.77
	新	同	9.20 ないし 9.28	同
新治 第 91 号線	旧	緑区三保町 661 番の 1 地先から 同区同 町 248 番の 1 地先まで	2.87 ないし 3.76	6.85
	新	同	3.75 ないし 3.78	同
大場町 第 136 号線	旧	青葉区大場町 851 番の 4 地先から 同 区同 町 1,206 番の 4 地先まで	3.61 ないし 6.00	181.44
	新	同	4.50 ないし 7.00	同
大場町 第 214 号線	旧	青葉区大場町 934 番の 1 地先から 同 区同 町 953 番の 1 地先まで	2.48 ないし 2.57	74.11
	新	同	4.50	同

大場町 第 280 号線	旧	青葉区大場町 154 番の 14 地先から 同 区同 町 160 番の 13 地先まで	5.78	1.97
	新	同	同	1.67
上矢部 第 224 号線	旧	戸塚区上矢部町 690 番の 2 地先から 同 区同 町 710 番の 1 地先まで	5.29 ないし 7.18	56.16
	新	同	7.00 ないし 8.67	同
汲沢 第 191 号線	旧	戸塚区汲沢三丁目 1,714 番の 28 地先から 同 区同 1,713 番の 16 地先まで	3.23 ないし 3.97	19.12
	新	同	3.88 ないし 4.24	同
戸塚 第 378 号線	旧	戸塚区上倉田町 1,119 番の 1 地先から 同 区同 町 1,118 番の 3 地先まで	3.12 ないし 4.00	19.90
	新	同	4.48 ないし 5.51	同
戸塚 第 379 号線	旧	戸塚区上倉田町 1,100 番地先から 同 区同 町 1,104 番の 1 地先まで	3.76 ないし 4.23	57.42
	新	同	5.54 ないし 6.12	同
上飯田 第 287 号線	旧	泉区和泉中央北一丁目 4,297 番の 3 地先から 同区同 4,279 番の 3 地先まで	2.70 ないし 2.78	43.61
	新	同	4.24 ないし 4.63	同
中田	旧	泉区中田北二丁目 2,142 番地先から 同区同 2,141 番の 1 地先まで	2.95 ないし 3.06	49.45

第13号線	新	同	3.74 ないし 3.79	同
下飯田 第76号線	旧	泉区中田西四丁目 148 番の12地先から 同区同 146 番の21地先まで	3.99 ないし 4.01	20.23
	新	同	4.52 ないし 4.53	同
下飯田 第110号線	旧	泉区和泉町 748 番の 9 地先から 同区下和泉五丁目 1,514 番の 7 地先まで	4.35 ないし 5.94	17.57
	新	同	4.70 ないし 5.94	同
北新 第20号線	旧	瀬谷区下瀬谷二丁目17番の 7 地先から 同 区同 同番の 6 地先まで	6.51	3.01
	新	同	同	同
北新 第23号線	旧	瀬谷区下瀬谷二丁目14番の 4 地先から 同 区同 17番の14地先まで	2.72 ないし 2.81	43.67
	新	同	3.60 ないし 3.63	同

横 浜 市 告 示 第 435 号

市 道 区 域 の 変 更

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の よう に 道 路 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 道 路 局 道 路 部 路 政 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 道 路 区 域 の 変 更 の 期 日

令 和 5 年 6 月 23 日

2 路 線 名 及 び 道 路 の 区 域

路 線 名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
羽 沢 池 辺 線	旧	緑区鴨居町 813 番の 1 地内から 同区同 町 814 番の 4 地内まで	32.00 ないし 50.00 m	32.00 m
	新	同	36.00 ないし 52.00	同

公告

横浜市公告第 365 号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成 17 年 2 月横浜市告示第 56 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

表中

「

横浜市環境影響評価条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 41 号）	第 10 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	配慮書についての環境情報提供
	第 20 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	方法書についての意見
	第 28 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見
	第 30 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての意見を述べたい旨申出
	第 59 条 第 4 項	平成 23 年 8 月 1 日	法対象事業の準備書に対する意見の陳述の申出

」

を

「

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）	第 8 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	配慮書の提出
	第 10 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	配慮書についての環境情報提供
	第 12 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	配慮市長意見見解書の提出
	第 13 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	事業廃止等の届出
	第 14 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	事業承継の届出
	第 15 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	第 2 分類事業判定の届出
	第 17 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	方法書の提出
	第 19 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	方法書周知計画書の提出

第 19 条 の 2 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	方法書説明会開催 計画の提出
第 19 条 の 2 第 3 項	令和 5 年 7 月 1 日	方法書説明会非開 催の届出
第 19 条 の 2 第 4 項	令和 5 年 7 月 1 日	方法書説明会終了 報告の提出
第 20 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	方法書についての 意見
第 24 条	令和 5 年 7 月 1 日	準備書の提出
第 26 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	準備書周知計画書 の提出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	説明会開催計画の 提出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	説明会非開催の届 出
第 27 条 第 2 項	令和 5 年 7 月 1 日	説明会終了報告の 提出
第 28 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての 意見
第 29 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	準備書意見見解書 の提出
第 30 条 第 1 項	平成 23 年 8 月 1 日	準備書についての 意見を述べたい旨 申出
第 32 条	令和 5 年 7 月 1 日	評価書の提出
第 35 条	令和 5 年 7 月 1 日	工事着手の届出
第 35 条	令和 5 年 7 月 1 日	工事完了の届出
第 35 条	令和 5 年 7 月 1 日	供用開始の届出
第 38 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	事後調査計画書の 提出
第 38 条 第 3 項	令和 5 年 7 月 1 日	事後調査結果報告 書の提出
第 39 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	事業内容等修正の 届出
第 41 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	対象事業廃止等の 届出
第 42 条 第 1 項	令和 5 年 7 月 1 日	対象事業承継の届 出
第 59 条 第 4 項	平成 23 年 8 月 1 日	法対象事業の準備 書についての意見 を述べたい旨申出
第 60 条 第 3 項	令和 5 年 7 月 1 日	手続併合の届出

」

に改める。

横 浜 市 公 告 第 366 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 1 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン 、 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ベ ン ゼ ン

横 浜 市 公 告 第 367 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 3 丁 目 9 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 セ レ ン 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物
、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の
化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 368 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
中 区 千 鳥 町 8 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 そ の 他
こ の 公 告 に よ り 指 定 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 は 、 土 壤 汚 染 対
策 法 施 行 規 則 （ 平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号 ） 第 58 条 第 5 項 第 12 号 に
該 当 す る 。

横浜市公告第 369 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
瀬谷区瀬谷町 6,126 番、7,178 番、7,449 番の 1、7,449 番の 2 及び 7,449 番の 5 の各一部並びに旭区上川井町 3,447 番、3,509 番の 1 及び 3,509 番の 2 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横浜市公告第 370 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
あかね台第二公園	青葉区あかね台二丁目 27 番の 6	別図のとおり 1,283 m ²	立入禁止	令和 5 年 7 月 2 日から令和 5 年 11 月 10 日まで
柿の木台第三公園	青葉区柿の木台 28 番の 1	別図のとおり 355 m ²	立入禁止	令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日まで
奈良町大田平第二公園	青葉区奈良町 2,821 番の 4	別図のとおり 2,061 m ²	立入禁止	令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日まで

別図（省略）

横浜市公告第 371 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 5 年 4 月 24 日	30519	アズビル金 門エンジニア リング株 式会社	植 田 寿 之	(新) 戸塚区汲沢 町 1,210 番地 の 1
				(旧) 川崎市中原 区下小田中 2 丁目 18 番 1 号
令和 5 年 4 月 1 日	10883	斎久工業株 式会社横浜 支店	(新) 堀 内 紀 男 (旧) 瀬 戸 山 賢	西区みなとみ らい二丁目 2 番 1 号
				相模原市南区 大野台 1 丁目 18 番 15 号
令和 5 年 5 月 1 日	30617	株式会社大 塚設備工業 相模原営業 所	(新) 大 塚 崇 久 (旧) 大 塚 正 男	相模原市南区 大野台 1 丁目 18 番 15 号
				西区北軽井沢 63 番地
令和 5 年 4 月 1 日	11170	鹿島道路株 式会社横浜 支店	(新) 井 上 孝 博 (旧) 毛 利 和 久	西区北軽井沢 63 番地
				緑区長津田町 2,966 番地
令和 4 年 10 月 11 日	00429	株式会社ジ ェス	(新) 庄 司 毅 (旧) 宇 都 木 勉	緑区長津田町 2,966 番地
				緑区白山一丁 目 12 番 5 号
令和 5 年 4 月 30 日	00670	有限会社海 藤住建	(新) 海 藤 光 治 (旧) 海 藤 光 雄	緑区白山一丁 目 12 番 5 号
				緑区白山一丁 目 12 番 5 号

横浜市公告第 372 号

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類
横浜国際港都建設計画都市再生特別地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
西区みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧期間
令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 7 月 7 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 7 月 7 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 373 号

横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設の変更案を作成したので、
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する
同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦
覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間
満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地域冷暖房施設
みなとみらい 2 1 中央地区地域冷暖房施設
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
西区高島一丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目
及びみなとみらい六丁目地内
- 3 縦覧期間
令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 7 月 7 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 7 月 7 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 374 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 8 月 4 日 第 2022 開 1605 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区高島一丁目 1 番 2 号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員横浜支店長 岡本達哉
東京都千代田区神田錦町 3 丁目 7 番地の 1
株式会社日立リアルエステートパートナーズ
代表取締役 戸塚直樹
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区中田北一丁目 2,453 番の 1 及び 2,453 番の 8 の各一部並び
に 2,453 番の 9 から 2,453 番の 11 まで

横 浜 市 公 告 第 375 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 9 日 第 2022 開 1210 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
緑 区 森 の 台 27 番 20 号
岸 俊 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 台 村 町 429 番 の 6 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 376 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 6 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 6 月 7 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

112.11 m

4 廃 止 の 場 所

泉 区 下 飯 田 町 1,620 番 の 2 地 先 から 1,624 番 の 7 地 先 ま で

横浜市公告第 377 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 41・12 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 6 月 7 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.80 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.95 m
- 5 廃止の場所
戸塚区小雀町 2,104 番の 5 地先

横浜市公告第 378 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 29 年 10 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番から 45 番まで
- 4 事務所の所在地
西区南幸二丁目 1 番 22 号
- 5 設立認可の年月日
平成 29 年 10 月 25 日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日
令和 5 年 6 月 23 日

横浜市公告第 379 号

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 組合の名称

瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成 28 年 12 月 5 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

3 施行地区

瀬谷区瀬谷四丁目 1 番の 3、2 番の 1 から 2 番の 15 まで、3 番の 1 から 3 番の 17 まで、4 番の 1 から 4 番の 7 まで、5 番の 24 から 5 番の 26 まで、5 番の 29、5 番の 30、24 番の 67、24 番の 68、（筆界未定 2,449 番の 2、2,450 番の 2、2,453 番の 3、2,467 番の 2、2,468 番の 2 及び 2,471 番の 2）の一部、2,475 番の 4 の一部、2,475 番の 5、2,475 番の 10、2,475 番の 11、2,476 番の 7、（筆界未定 2,476 番の 8 及び 2,480 番の 5）の一部、2,479 番の 4、2,479 番の 6、2,480 番の 7、2,482 番の 4 の一部、2,483 番の 3 の一部、2,483 番の 4、2,512 番の 3、2,512 番の 5 及び無地番並びに瀬谷五丁目（筆界未定 2,259 番の 3 及び 2,259 番の 9）の一部、2,259 番の 8 の一部及び（筆界未定 2,260 番の 3、2,270 番の 3 及び 2,280 番の 4）の一部

4 事務所の所在地

瀬谷区中央 1 番地の 6

5 設立認可の年月日

平成 28 年 12 月 5 日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事業施行期間	平成 28 年 12 月 5 日から令和 5 年 6 月 30 日まで	平成 28 年 12 月 5 日から令和 5 年 12 月 31 日まで

7 事業計画変更の認可年月日

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市公告第 380 号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 381 号

瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の事業計画の変更
認可に係る関係図書の縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合の事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

区 告 示

泉区告示第 6 号（令和 5 年 6 月 7 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、宮の台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 7 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 猛 泉区中田北三丁目 52 番 9 号	河 原 供 子 泉区中田町 3,457 番 地の 9

南区告示第 13 号（令和 5 年 6 月 8 日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和 5 年 6 月 8 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

1 名称

富士見町内会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること

3 区域

南区大岡四丁目 31 番 7 号、8 号、9 号、11 号、12 号、32 番 11 号、12 号、13 号、14 号、15 号、16 号、16-1 号、33 番、34 番及び 35 番

4 事務所

代表者の自宅に置く

5 代表者の氏名及び住所

伊 達 貴 司

南区大岡四丁目 33 番 1 号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和 5 年 6 月 8 日

金 沢 区 告 示 第 6 号 (令 和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 城 山 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 6 月 12 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	林 田 美 由 紀 金 沢 区 金 沢 町 49 番 地 の 72	松 井 順 一 金 沢 区 金 沢 町 86 番 地 の 6

金沢区告示第 7 号（令和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、宮ヶ谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 12 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	橋 武 雄 金沢区釜利谷東四丁 目 1 番 30 号	藤 田 聡 史 金沢区釜利谷東四丁 目 47 番 34 号

戸塚区告示第 11 号（令和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、汲沢さつき町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 12 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	矢 萩 健 司 戸塚区汲沢町 510 番 地の 18	植 村 茜 戸塚区汲沢町 510 番 地の 77

戸塚区告示第 12 号（令和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、吉田元町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 12 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	田 中 秀 雄 戸塚区吉田町 1,140 番地	石 井 眞 一 戸塚区汲沢町 1,269 番地

神奈川区告示第 11 号（令和 5 年 6 月 13 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白幡向町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 13 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	望 月 清 神奈川区白幡向町 24 番 26 号	筒 井 守 雄 神奈川区白幡向町 20 番 30 号

南区告示第 14 号（令和 5 年 6 月 14 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、第二牡丹苑自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 14 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	松 本 勉 南区六ツ川二丁目 14 8 番地の 11	齋 藤 博 之 南区六ツ川二丁目 15 2 番地の 25

中区告示第 4 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本牧大里町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市中区長 小林 英 二

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	神 定 功 中区本牧大里町 3 番 36 号	高 橋 善 春 中区本牧大里町 9 番 23 - 312 号

栄区告示第 22 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、飯島ひかりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	梶 川 純 栄区飯島町 577 番地 の 10	菅 沢 淳 二 栄区飯島町 567 番地 の 16

区 公 告

保土ヶ谷区公告第 103 号（令和 5 年 6 月 14 日掲示済）

横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの指定管理者の
指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に
基づき、横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの指定管理者とし
て、次の者を指定した。

令和 5 年 6 月 14 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス	保土ヶ谷区峰岡町 1 丁目 20 番地の 4	一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 畑 尻 明	横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの供用開始の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

鶴見区公告第 106 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市鶴見区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

神奈川区公告第 119 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市神奈川区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

西区公告第 97 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市西区長 菊地 健次

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市西区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

中区公告第 140 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市中区長 小林 英 二

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市中区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

南区公告第 96 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港南区公告第 58 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市港南区長 栗原敏也

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

保土ヶ谷区公告第 97 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

旭区公告第 123 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市旭区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

磯子区公告第 72 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市磯子区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

金 沢 区 公 告 第 70 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市金沢区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港北区公告第 115 号

横浜市港北区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市港北区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区太田町 2 丁目 23 番 地	港北結マネジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役社長 須 藤 浩 之	横浜市港北区民文化センターの供用開始の日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

港北区公告第 119 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市港北区長 漆 原 順 一

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港北区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

緑区公告第 46 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市緑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

青葉区公告第 8 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市青葉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

都 筑 区 公 告 第 49 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市都筑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

戸塚区公告第 79 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市戸塚区長 國本直哉

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市戸塚区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

栄区公告第 22 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市栄区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

泉区公告第 71 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市泉区長 山口 賢

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市泉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

瀬谷区公告第 74 号

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市瀬谷区長 植 木 八千代

1 更新の時期

令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

2 更新の対象

有効期限が令和 5 年 7 月 31 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を令和 5 年 6 月 30 日から令和 5 年 7 月 31 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

消防局

消防局公告第 7 号

市有財産への自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 5 年 6 月 23 日

契約事務受任者

横浜市消防局長 平 中 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)
05-21-001	保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 20 横浜市消防局本部庁舎	0.48

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 05-21-001 258,300 円

(4) 貸付期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日 (ただし、基準日を別に定める場合を除く。) において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 (入札物件) に飲料 (酒税法 (昭和 28 年法律第 6 号

) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。) 等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」(以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 6 月 23 日から令和 5 年 7 月 25 日まで(午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市消防局総務部施設課(横浜市保土ヶ谷区総合庁舎 5 階)

電話 045(334)6575

※横浜市ホームページ(次のアドレス)からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sonota/shobo/inryo-jihanki001.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 5 年 7 月 13 日から令和 5 年 7 月 25 日まで(午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市消防局総務部総務課(横浜市保土ヶ谷区総合庁舎 5 階)

電話 045(334)6525

- (3) 申込方法
持参による。電話、郵送による受付は行わない。
- 5 入札日時及び場所
令和 5 年 8 月 3 日 午後 2 時
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区総合庁舎 5 階 入札室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

交通局

交通局告示第 6 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

2 特殊系統の表を次のように改める。

2 特殊系統 削除

交通局公告第 4 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、次の者を令和 5 年 6 月 2 日懲戒処分に付した

。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部本牧営業所	会計年度任用職員	塩澤 昭久	減給 5 号
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	阿部 企司	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	小島 健次	戒告
自動車本部滝頭営業所	運輸職員	小室 政行	戒告
自動車本部若葉台営業所	運輸職員	武山 英利	戒告
高速鉄道本部新羽乗務管理所	運輸職員	篠崎 耐	戒告

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 8 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表いずみ野中学校の部を次のように改める。

<p>いずみ野中学校</p>	<p>いずみ野小学校区域 新橋小学校区域のうち 新橋町 858 番地から 931 番地まで、935 番地、1,014 番地、2,179 番地、2,182 番地、2,183 番地、弥生台 1 番地から 28 番地まで、30 番地から終りまで、阿久和南三丁目 38 番地の 4</p>	<p>いずみ野小学校</p>	<p>泉区 和泉町 5,622 番地から 5,627 番地まで、5,640 番地から 5,659 番地まで、5,675 番地から 5,742 番地まで、5,752 番地、5,753 番地、5,757 番地から 5,772 番地まで、5,796 番地から 5,821 番地まで、5,861 番地から 5,864 番地まで、5,962 番地（飛番地）、5,978 番地から 5,988 番地まで、5,990 番地（和泉新町自治会区域）、5,991 番地から 6,258 番地まで、6,286 番地から 6,327 番地まで、6,586 番地から 6,593 番地まで、6,603 番地から 6,670 番地まで、6,700 番地から 7,314 番地まで、7,321 番地、7,</p>
----------------	--	----------------	---

		322 番地、 7,330 番地から 7,404 番地まで、 7,420 番地から 7,509 番地まで、 7,513 番地から 7,907 番地まで 瀬谷区 阿久和南四丁目 8 番地、 9 番地、 11 番地
--	--	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 15 号

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 17 年 4 月横浜市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「設置する場合」の次に「又は義務教育学校について設置する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 12 号（令和 5 年 6 月 13 日 掲 示 済）

横浜市議会議員一般選挙港北区選挙区他 14 選挙区に係る

当選の効力に関する異議の申出の決定

令和 5 年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙港北区選挙区他
14 選挙区に係る当選の効力に関し、令和 5 年 4 月 21 日付けで提起の
あった異議の申出について、別紙のとおり決定した。

令和 5 年 6 月 13 日

横浜市選挙管理委員会

横選管指令第 1 号

令和 5 年 6 月 13 日

異議申出人 A

横浜市選挙管理委員会

委員長 齊 藤 雅 英

決 定 書

上記異議申出人 A（以下「申出人」という。）が令和 5 年 4 月 21 日付けで提起した同年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

申出人による鶴見区、青葉区、中区、南区、瀬谷区、港南区、戸塚区、金沢区、都筑区、保土ヶ谷区、栄区、泉区、緑区、旭区選挙区に対する本件異議申出を却下し、港北区選挙区に対する本件異議申出を棄却する。

第 1 異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、選挙過程が「公明かつ適正に行われることが確保」されていないため、当該選挙区の当選人の決定を無効として再開票を行い、実際の得票数による順位に従った当選人を決定すべきであると主張するものである。

2 異議申出の理由の要旨

申出人は、本件選挙について選挙結果に異動を及ぼす可能性があるとし、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 205 条第 1 項の規定では、選挙の無効の決定について、異動を及ぼすことが確実である場合に限り、結果に異動を及ぼす可能性があるれば良いと主張するものである。

第 2 申出人による本件異議申出に係る決定の理由

1 申出人による本件異議申出の要件

申出人は、港北区選挙区の選挙権を有しており、法第206条の規定により本件異議申出を行う資格を持つものと認められるが、鶴見区、青葉区、中区、南区、瀬谷区、港南区、戸塚区、金沢区、都筑区、保土ヶ谷区、栄区、泉区、緑区、旭区選挙区の選挙権は有さず、また本件選挙の候補者でもないため、同条の規定に該当しないのは明らかであり、申出人による、鶴見区、青葉区、中区、南区、瀬谷区、港南区、戸塚区、金沢区、都筑区、保土ヶ谷区、栄区、泉区、緑区、旭区選挙区に係る異議申出は不適法なものとして却下せざるを得ない。

2 当選無効の判断基準について

当選無効の原因を判断するに当たっては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）」という裁判例がある。

申出人の港北区選挙区に係る主張について、この裁判例に基づく当選無効の原因となり得べき違法事由が認められるかどうかを検討する。

3 当委員会による事実認定及び判断

申出人は、港北区選挙区において、11人の候補者の23時現在の開票中間の得票数が500票で横並びであること、その後の集計では、当選者の票は顕著に伸びているが、落選者の票数は全く伸びていないこと、開票が深夜過ぎまでかかっていることから、当選異動に疑義がある旨を主張するが、開票所における有効得票数の算定作業は、各候補者により選定された選挙立会人が票を目視により確認した上で各候補者の有効得票数の算定を行うという手続の下、厳正に行われている。

また、申出人が示した根拠は、開票作業の進捗状況を示すものであり、開票事務において違法行為があったことを裏付ける証拠類はなんら提出されておらず、そのような事実は認められない。

以上のとおり、申出人の主張には、当選無効の原因となる事実は認められないので、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定に

基づき、主文のとおり決定する。

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号 (令 和 5 年 6 月 13 日 掲 示 済)
横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 南 区 選 挙 区 に 係 る 選 挙 の 効 力
に 関 す る 異 議 の 申 出 の 決 定

令 和 5 年 4 月 9 日 執 行 の 横 浜 市 議 会 議 員 一 般 選 挙 港 南 区 選 挙 区 に
係 る 選 挙 の 効 力 に 関 し、令 和 5 年 4 月 23 日 付 け で 提 起 の あ っ た 異 議
の 申 出 に つ い て、別 紙 の と お り 決 定 し た。

令 和 5 年 6 月 13 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

横選管指令第 2 号

令和 5 年 6 月 13 日

異議申出人 A

横浜市選挙管理委員会

委員長 齊 藤 雅 英

決 定 書

上記異議申出人 A（以下「申出人」という。）が令和 5 年 4 月 23 日付け（ただし当委員会に提出されたのは令和 5 年 4 月 24 日）で提起した同年 4 月 9 日執行の横浜市議会議員一般選挙港南区選挙区（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定する。

主 文

申出人による本件異議申出を棄却する。

第 1 異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 異議申出の趣旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

2 異議申出の理由の要旨

申出人に対し、告示日翌日に約 2 年間在籍した組織から不当な除籍行為があり、その後の選挙活動に対し、威迫された。申出人は、当該選挙の準備を行い、供託物没収点を超える選挙活動が可能であったことを主張するものである。

また、違法性が無いとしても、供託物没収の目的、影響を鑑み、本件において、供託物没収は憲法違反である。

第 2 申出人による本件異議申出に係る決定の理由

1 申出人による本件異議申出の要件

申出人は本件選挙における公職の候補者であり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条の規定により本件異議申出を行う資格を持つものと認められる。

2 選挙無効の判断基準について

およそ選挙の効力に関する争訟においてその選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られる。

この「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解するを相当とする。（昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決）」とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）」とされている。

申出人の主張について、この判例に基づく選挙無効の原因となり得べき違法事由が認められるかどうかを検討する。

3 当委員会による事実認定及び判断

(1) 除籍行為が無ければ、供託物没収点を超えることは可能であったこと

申出人は、除籍行為が無ければ供託物没収点を超えることは可能であったと主張するが、そのことを裏付ける証拠類はなんら提出されておらず、そのような事実は認められない。

(2) 違法性がないとしても、本件において供託物没収は憲法違反であること

申出人は、本件において供託金没収は憲法に違反している旨を主張するが、そのことを裏付ける証拠類はなんら提出されておらず、そのような事実は認められない。

以上のとおり、申出人の主張には、選挙無効の原因となる事実は認められないので、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

横浜市選挙管理委員会告示第 14 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,628 人
6 分の 1 の数	521,894 人
3 分の 1 の数	1,043,787 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	79,533 人
神奈川区	67,855 人
西区	28,888 人
中区	40,234 人
南区	55,386 人
港南区	60,820 人
保土ヶ谷区	57,276 人
旭区	69,037 人
磯子区	46,337 人
金沢区	55,301 人
港北区	98,694 人
緑区	50,193 人
青葉区	86,067 人
都筑区	58,140 人
戸塚区	78,267 人
栄区	34,503 人
泉区	42,779 人
瀬谷区	34,482 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	491,420 人

人 事 委 員 会

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 23 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 12 号

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年 2 月横浜市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 項中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を削り、第 15 号を第 13 号とし、第 16 号から第 19 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令 和 5 年 定 期 第 132 号 10 ページ の 表 中 、

「

横 浜 市 藤 棚 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 本 間 早 苗
----------------------------	---

」

は

「

横 浜 市 藤 棚 地 域 ケ ア プ ラ ザ	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 所 長 本 間 睦
----------------------------	---

」

の 誤 り 。